

議案第29号

日野町情報公開条例の一部改正について

日野町情報公開条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月22日提出

日野町長 埴田 淳一

## 日野町情報公開条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

情報公開及び個人情報保護の審査会に係る事務については現在鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会を設置し委託しているが、これを廃止し令和6年4月1日から鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に委託するため、関係条例について所要の改正を行うもの。

併せて、現行の運用上実質的に不要となっている規定を削除するもの。

### 2 改正内容

- ・第18条中「鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する審査会」に改める。
- ・第18条第2項の削除、及びこれにより発生する条項ずれの整理を行う。

### 3 附則

令和6年4月1日から施行する。

日野町情報公開条例の一部を改正する条例

日野町情報公開条例(平成13年日野町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する決定をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する審査会に諮問しなければならぬ。</u></p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>2 <u>前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する決定をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、<u>鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>2 <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の<u>弁明書の写しを添えてしてしなければならない。</u></u></p> <p>3 <u>第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。